

第34回（平成29年3月27日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の会議の進行につきまして、堀部委員長にお願いいたします

○堀部委員長 ただいまから、第34回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は8つです。

議題1「国税庁（国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書）の概要説明について」です。まず、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 番号法等により、国税庁長官が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

国税庁長官が実施する国税関係（賦課・徴収）事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務づけられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年3月21日官公8にて国税庁長官から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、国税庁の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの大塚調査官の説明にありましたように、国税庁の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、国税庁から説明をお願いします。

○国税庁 国税庁では、「国税関係（受付）事務 全項目評価書」と「国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書」の2つの評価書がございます。今般、「国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書」について評価の再実施を行うことといたしましたので、その内容について御説明を申し上げます。

まず、評価書の5ページ「（別添1）事務の内容」をご覧ください。賦課・徴収事務において取り扱う特定個人情報ファイルは、KSKシステムの（1）から（13）までの各サブシステムで保有している13ファイル、（14）の租税に関する法律に基づく調査により取得した1ファイル及び（15）の租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した1ファイルの合計15ファイルとなっております。

今回、KSKシステムのサブシステムで保有しております太枠内の13ファイルのうち、（13）法人税・消費税特定個人情報ファイルを新たに追加しております。

このファイルについては、評価書の178ページ以降に概要を記載しております。

具体的な個人番号の使用方法等につきましては、評価書の179ページをご覧ください。

「⑧使用方法」に記載のとおり、国税庁においては、法人税の賦課又は徴収に関する事務において、代表者等が同じであるなど、関連性のある法人をグループ法人として管理しております。今回のシステム開発により、代表者や役員の情報に個人番号を追加した上で、個人番号をキーとして、ある法人の代表者等が別法人の代表者や役員となっている場合に関連性のある法人として抽出し、グループ法人として登録管理いたします。これにより、関連性のある法人の正確かつ効率的な管理を可能とすることを目的としております。

次に、リスク対策でございますが、今回追加した法人税・消費税特定個人情報ファイルについては、評価書の206ページ以降に記載をしております。

まず、評価書の210ページの「リスク2」の「ユーザ認証の管理」欄をご覧ください。従来から、特定個人情報の使用に際しては、システムを利用する必要がある職員を特定し、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限するとともに、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行っております。また、職員が席を離れる際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用することにより、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じております。

次に、評価書の211ページの「リスク4」の「リスクに対する措置の内容」欄をご覧ください。特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないようプログラムにより制御をしております。

最後に、評価書の217ページの「⑥技術的対策」の「具体的な対策の内容」欄をご覧ください。外部からのアクセスに対しては、ネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断するなど、物理的な対策を講じております。これらのリスク対策については、既に前回の評価の際に委員会で御承認いただいているリスク対策であり、法人税・消費税特定個人情報ファイルにおいても、これまでKSKシステムのサブシステムで運用している12ファイルと同様の対策をとっております。

法人税・消費税特定個人情報ファイルの追加についての御説明は以上になります。

次に、調査・徴収事務においてモバイル端末を活用することにより、庁舎外で個人番号を利用することについて、御説明を申し上げます。

国税庁では、行政文書の紛失リスクの軽減及び事務処理の効率化を図る観点から、庁舎外で専用モバイル端末を利用して、参照・更新することができる仕組みとしてモバイル環境を構築して、平成26年度から全国の国税局において試行的に導入しております。

御参考までに国税庁の機構を申し上げますと、国税庁本庁、その下に全国に国税局が12ございます。その下に524の税務署があるという機構になっておりますが、今回、対象となりますのは、先ほど申し上げました、全国に12ございます国税局でございます。

平成29年1月から、所得税の確定申告書などの国税関係書類において、マイナンバーの記載が本格化いたしております。この結果、専用モバイル端末によりマイナンバーが記載

された確定申告書などの情報を参照するケースが発生するため、評価書に所要の改訂を行う必要がございます。

国税庁においては、納税者等に関する重要な個人情報的大量に保有しており、これを適切に管理し、納税者等の信頼を維持することが当庁の事務を円滑に運営する上で極めて重要であると考えております。このため、モバイル環境の構築に当たっては、財務省CIO補佐官などの外部有識者とも相談しつつ、シンクライアント端末を用いたことにより、端末に特定個人情報をダウンロードできないようにするなどのセキュリティ対策を講じており、この点を評価書の211ページ、221ページ、229ページの「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」に追記してございます。

私からの説明は、以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございました。

今回の論点としてモバイル端末の使用があると思うのですが、この端末を使って庁舎外で情報を参照することなのですが、そのときに不正なアクセスとか情報流出を防止するために講じているリスク対策について、もう少し詳しく教えていただけますか。

○国税庁 御質問のセキュリティ対策でございますけれども、ユーザIDによるアクセス制御に関する対策につきまして、まずは説明をさせていただきます。

モバイル端末を利用する場合がございますけれども、ユーザIDとパスワードに加えまして、ワンタイムパスワード生成機を採用した複数の認証方式を導入しております。

また、モバイル端末の利用手続においては、担当者が所属する部署の課室長クラスの管理者に申請を行いまして、モバイル端末を利用する必要性等を判断した上で、ユーザIDの有効化等を行うこととしております。この作業によってモバイル端末が利用できる状態となりまして、担当者に当該モバイル端末を交付するという手続になっております。

また、庁舎外でモバイル端末を利用した場合、管理者による持ち帰り確認を確実に実施するというのと、モバイル端末の利用が終了した場合にはユーザIDの無効化等といった作業を確実に実施することとしております。

これらの対応により、モバイル端末は管理者が予定した期間内でなければ利用できないことにしており、期間内であっても、モバイル端末、ワンタイムパスワード生成機を手元に置きつつ、ユーザID、パスワードを知らせなければモバイル端末を利用できないといった仕組みになっております。

情報保存に関する対策でございますけれども、モバイル端末を利用する場合、モバイル端末の内蔵情報記録媒体には情報が保存できないように、シンクライアント方式を導入してございます。この方式を導入することにより、モバイル端末による情報の閲覧などは、サーバに保存されたものに限定され、閲覧情報につきましても、ユーザIDによるアクセ

ス制限によって限定されているということになります。U S B等の外部記録媒体を利用する場合に必要なU S Bポートなどは、このモバイル端末では利用できない仕組みとなっております。

外部からのアクセスに関しては、物理的にネットワークを分離することで、アクセスそのものを遮断し、インターネットの利用は、このモバイル端末ではできないようにしております。また、モバイル端末とサーバの通信は、専用の回線を利用することとしております。

これらの対応により、モバイル端末から調査・徴収などの事務で必要となる情報を閲覧することは可能となっておりますが、モバイル端末から情報を取り出すことはできない仕組みとなっております。

もう一点でございますが、モバイル端末の利用実績については、ログを取得しており、管理者においては、モバイル端末が適正に利用されていることを確認するために、このログを定期的に監査することとしております。

モバイル端末の利用に当たっては、このようなセキュリティ対策を講じているところでございます。

○宮井委員 分かりました。

紙媒体のリスクが軽減される分、新たなリスクが発生しますので、今仰っていただいた内容を確実に実施していただきたいと思えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 御説明どうもありがとうございました。

先ほど説明の中にも既に一部あったかと思うのですが、今回、モバイル端末を庁舎外で使用するということですが、万が一モバイル端末を紛失した際に情報流出等を防止するために講じている対策について、少し詳しく御説明をいただければと思えます。

○国税庁 御質問の仮にモバイル端末を紛失した場合を想定した対策でございますけれども、まずはモバイル端末を利用している担当者は、速やかに管理者に連絡し、連絡を受けた管理者は、ユーザIDの無効化等の作業を実施することとしております。この対応を行った場合、モバイル端末はサーバへのアクセスができない状況となり、モバイル端末は単なる機械となります。

また、シンクライアント方式を導入しておりますので、モバイル端末自体に情報が保存されているということはありません。

更に、モバイル端末を一定時間操作されなかった場合、モバイル端末とサーバとの通信を遮断する仕組みとなっておりますので、この場合、モバイル端末を利用するためにはユーザID、パスワード等認証を再び改めて実施していただくことが必要となっております。こういった対応で、仮に端末を紛失した場合でも、情報漏えい等の発生を防止することが可能になっていると考えているところでございます。

○大滝委員 どうもありがとうございました。

○堀部委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

私からは、質問、意見というよりも要望を述べさせていただきたいと思います。国税庁におきましては、今度の評価によりまして、特定個人情報を庁舎外で参照することになるわけです。御説明いただきましたリスク対策等につきましては、評価書に記載されているとおり確実に実行していただくようお願いします。また、これを取り扱う職員につきましても、現場でどのように対応するかということで実際に従事する担当者にリスク対策を十分理解させる必要がありますので、実務に即した研修・教育を確実に実施していただきますようお願いします。

○国税庁 既にこれを導入して、26年から順次、国税局で導入されていますが、使用するに当たっては研修、あと、十分にコア要員を育成した上で使い方を実地で指導するという形で取り扱っておりますので、今、委員長から御指摘のあった点は、また改めて指示して対応していきたいと思っております。

○堀部委員長 よろしくをお願いします。

他に御発言はないようですので、質疑応答はこれで終わります。本評価書につきましては、本日の説明内容等を踏まえまして、審査を進めていくこととしたいと思います。

それでは、これで終わります。

お越しいたごましてありがとうございました。

(国税庁職員退室)

○堀部委員長 次に、議題2「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務全項目評価書」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大塚調査官 「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務全項目評価書」につきましては、3月15日に開催されました第33回委員会において、私学事業団及び文部科学省の職員に御出席いただき、概要を説明いただいたところです。本日は、この事務の全項目評価書について承認をするかどうか、審査いただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において評価書の評価指針への適合性・妥当性について精査した結果の主な内容について、御説明させていただきます。

○事務局 それでは、資料2の審査表に基づきまして、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。1つ目の「全体的な事項」につきましては、評価実施手続が確実になされているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているか等の観点から審査をしております。また、2つ目の「年金ファイル」につきましては、入手・使用、委託、保管・消去等のそれぞれのプロセスにおける特定個人情報ファイルの取扱いの概要やリスク対策について、具体的に記載しているか等の観点から審査をしております。これら2つの項目につきましては、いずれも「問題は認

められない」又は「該当なし」としております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」につきましては、15ページをご覧ください。「主な考慮事項（細目）」として1点記載しております。「被用者年金の一元化に伴い入手する他の共済等の申請書について、漏えい、紛失を防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。また、公的年金給付総合情報連携システムを使用して、他の共済等に申請書を回付し、あるいは他の共済等から申請書の回付を受ける際、不正な操作を防止するために講じている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」等の観点で審査した結果、「問題は認められない」としております。

所見といたしましては、「申請書は施錠された所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講ずること、申請書の回付の記録は管理して定期的に確認していること、個人情報管理規程に基づき、毎年監査対象部署を決めて2年間で全部署のセキュリティ監査を実施すること等が具体的に記載されている」としております。

続きまして、16ページの「総評」をご覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として3点記載させていただいております。1点目として、事務の内容や流れが具体的に記載されていること、2点目として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策が具体的に記載されていること、3点目として、評価実施機関に特有の問題である、被用者年金の一元化に伴い新たに発生する特定個人情報の授受に係るリスク対策についても具体的に記載されていること、それぞれについて「特段の問題は認められないものと考えられる」としております。

次に、「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。審査記載事項の案といたしまして、4点記載しております。1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、3点目として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある監査を実施することが重要であること、4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載させていただいております。

説明は以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。

特に御発言がありませんので、本評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関

する事務全項目評価書」を承認することとします。事務局におきましては、この承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。よろしく申し上げます。

○大塚調査官 日本私立学校振興・共済事業団に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。

次に、議題3「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告の内容について」であります。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題3について、資料3-1と資料3-2を用いて説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。番号法28条の3第2項及び平成28年11月に策定いたしました「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則」に基づきまして、地方公共団体等に対して2種類の報告を求めたいと考えております。

具体的な報告の内容として1つ目は、重点項目報告書と全項目報告書になります。様式は資料3-2の1ページから12ページをご覧ください。委員会に提出しております重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策について、平成28年度における措置状況等を事務ごとに求めるものになります。具体的に記載いただくのは、黒い太線で引かせていただいている右側の部分になります。

2つ目は、個別テーマに基づく報告書になります。様式は資料3-2の13ページ、14ページをご覧ください。委員会が立入検査や説明会の場等で把握した課題等を踏まえまして、毎年度、個別テーマを設定し、当該テーマについて委員会に提出している基礎項目評価書の事務に関し、平成28年度における実施状況等を機関ごとに求めるものになります。

なお、特定個人情報保護評価を実施していない機関についても、委員会から通知をして報告を求める予定です。

具体的な構成としましては、各調査項目に中項目を設けまして、場面ごとの特定個人情報の取扱い状況を確認し、また、参照先としてマイナンバーガイドライン安全管理措置の該当箇所を示し、担当者に対してマイナンバーガイドラインの通読を促すことを考えております。

なお、委員会の後に地方公共団体に対しまして通知を行い、周知を行っていく予定です。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明ありがとうございました。

特定個人情報の取扱いについて地方公共団体の実態を知るには、一番良いのは立入検査等なのでしょうけれども、地方公共団体の数と我々のリソースという関係からいけば、定

期的な報告を今回のように求めて、それに答えていただくというのは非常に有効なツールだと思います。

今、ご説明の中にもありましたように、個別テーマに基づく報告書は、委員会からのメッセージが込められていて、特に様式3の設問4にあらわれている「マイナンバーガイドラインの通読も含め」など、メッセージがいろいろ込められていて、それをきちんと地方公共団体の方で受けとめていただいて、我々の意図がしっかり伝わることを期待したいと思います。

委員会としては、求めたものにお答えいただいて、そのいただいた報告の内容を分析して、今後の説明会等の機会に有効活用していくことが必要であると思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 とりまとめたものを整理して、逆に回答した組織にフィードバックすることまで考えていますか。

○事務局 資料にもありますとおり、報告期限を7月末にしており、取りまとめをした後にフィードバックすることを検討させていただきます。

○嶋田委員 分かりました。とても有効な資料だと思うので、是非フィードバックして活用させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

このような定期的な報告は今回が初めてですので、今後も引き続き、毎年度実施していく必要があると思います。それぞれの年度で工夫を凝らしながら進めていくことも重要ですので、今後、そのように進めていきたいと思っております。ありがとうございました。議題3につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、議題4「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願いたします。私からは「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について」につきまして、資料4に基づいて御説明をさせていただきます。

「(1)独自利用事務とは」というところがございますけれども、番号法9条2項の「条例で定める事務」、いわゆる独自利用事務につきましては、委員会規則で定める要件を満たすものは、法定事務に準じて情報連携することが可能とされています。

それを受けまして、(2)のとおり、委員会ではこれまで、自治体の運営に資するため、情報連携の対象となる独自利用事務の事例を公表してまいりました。平成29年度から開始予定の情報連携の対象となる独自利用事務の事例といたしまして、32事例を公表してきたところであります。

今回、独自利用事務の事例の追加ということで、※のところに記載をさせていただいておりますが、内閣府が、地方分権改革に関する提案募集という、地方公共団体等から制度改正の提案を広く募集するという取り組みを実施してございまして、情報連携できる独自



利用事務の事例追加につきましても、行政事務の円滑な運用、住民サービスの向上に資するという点で提案がなされておりました。この提案に基づき、事例追加についてお諮りします。

大きく2件の事例追加の要望がございました。1件目といたしまして、下線を引いております「地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務」であります。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅につきましては、中堅所得者向けの住宅でございますけれども、これまで委員会では、低所得者向けの公営住宅のみを事例として整理しておりました。自治体が独自に県営住宅や市営住宅などとして中堅所得者向けの住宅を設置している場合など、法律に基づいて建設されたいわゆる特定公共賃貸住宅ではないものを対象とした事務です。

続きまして、2件目といたしましては、既に独自利用事務の事例としては整理をしていたものになりますけれども、下線を引いております事務をご覧ください。まず、「高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務」、こちらは法定の高等学校等就学支援金の支給に自治体で独自に補助額を上乗せしている場合ですとか、学校を中退した後、再度学び直す方を対象に独自に横出しして補助をしているような場合でございます。また、「私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務」につきましても、自治体独自で私立学校の生徒を対象に教育費の補助をしているような事務になります。

別添2の通り、これらの事務につきましては、既に18の項目で、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずることができることとしてございました。それを今回、日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務にも準ずることができる旨を明確化するものがございます。いずれの事務に準ずることとするか、自治体の事情に応じて選択いただく幅を広げることが可能となります。

説明は以上になります。

この資料につきましては、地方公共団体に対して公表予定でございます。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今まで様々な手続を進めてきたわけですがけれども、自治体から提案があったものは大体これで対応したと考えていいのでしょうか。

○事務局 地方分権改革等で要望のあったものは、今回の拡大に全て含まれてございます。今後も引き続き、地方公共団体に対して広く要望照会をするなどして、情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大に努めてまいります予定でございます。

○堀部委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、本件につきまして、原案どおり決定し、公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのように決定します。どうもありがとうございました。

次に、議題5「『行政機関等個人情報保護法に関する個人情報保護委員会規則(案)』及び『行政機関等個人情報保護法についてのガイドライン(行政機関等非識別加工情報編)(案)』の意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料5-1に沿いまして説明させていただきます。資料が大部になってございますので、資料5-1で説明をさせていただきます。

まずは1ページの「1. 実施期間」でございますが、先般、2月10日の委員会でパブリックコメントを実施することを御了承いただきました。2月14日から30日間、パブリックコメントを実施しました結果、「2. 意見提出者数及び提出意見数」につきまして、(1)から(4)まで整理をさせていただきました。総数でございますが、意見提出者数といたしましては8者、提出意見総数といたしましては11件となっております。

それぞれ個別に見ていきますと、(1)の行政機関非識別加工情報の提供に関する規則(案)でございますけれども、個人から1者、加工基準についての御意見を頂戴しております。

(2)の独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則(案)につきましては、個人から2者いただいております、それぞれ提出意見としては、加工基準、その他の2件を頂戴しております。

2ページをご覧ください。(3)でございますが、行政機関非識別加工情報編のガイドラインでございます。意見提出者といたしましては団体から1者、個人から2者、提出意見数といたしましては6件ございますが、主に団体から非識別加工情報に関する意見が3件、その他3件を頂戴しております。

(4)の独立行政法人等非識別加工情報編のガイドラインにつきましては、個人から2者、提出意見数につきましても2件、頂戴をしております。

3ページをご覧いただければと思います。寄せられた意見及びそれに対する委員会の考え方を1枚もので整理させていただきました。まずは(1)と(2)をまとめて説明させていただきます。これは、規則(案)に対します御意見でございます。

「行政機関は、その業務の特質などから、ある条件に該当する個人の大多数に関する個人情報、つまり悉皆性が高い情報を保有していることがある。悉皆性の高いデータを非識別加工情報として提供した場合、個人識別のリスクが高くなることから、それを低減する措置として、規則第11条の加工基準に、サンプリングによる加工も加えるべき。」との意見を頂戴しております。

これに対する考え方でございますけれども、サンプリングを含みますレコード一部抽出につきましては、本年2月に公表、また委員会から御了承いただきました事務局レポート

におきまして、元の個人情報データベース等に含まれていた個人情報が匿名加工情報データベース等にも入っているか否かの確度を下げる効果があるものと紹介しております。従いまして、悉皆性の高い情報を加工する場合等におきましては一定の有用性があるものと考えられます。しかしながら、実際には、個々の個人情報ファイルの特質を勘案しまして、個別に検討することが適切と考えられるとの整理をしております。

(3)と(4)は、行政機関非識別加工情報編、独立行政法人等非識別加工情報編のそれぞれのガイドラインに対する意見でございます。先ほど御案内させていただきましたように、非識別加工情報の概念整理に関する御意見でございます。1番といたしまして、行政機関個人情報保護法第2条第10項の「行政機関非識別加工情報ファイル」について、ガイドライン案の7ページには、※として「個人情報保護法第36条1項における匿名加工情報の取扱いに関する規律の対象は、『匿名加工情報データベース等』を構成するものとしており、これに対応するものとして、行政機関個人情報保護法では『行政機関非識別加工情報ファイル』を定義している」と書かれているが、「ファイル」と「データベース等」とは名称が異なるだけで同一の概念を指すものなのか否か明らかにされたい、という御意見を頂戴しております。

これに対する考え方でございますが、行政機関非識別加工情報は、民間事業者に提供し、当該民間事業者において利活用を図ることを念頭に置いたものであることから、行政機関非識別加工情報ファイルは、個人情報保護法に規定します匿名加工情報データベース等の定義を踏まえたものとなっていると整理をさせていただいております。

2番目の御意見でございますが、「行政機関非識別加工情報」は、行政機関個人情報保護法の「非識別加工情報」の一種であるから、「行政機関非識別加工情報」が「非識別加工情報」に包含される概念であるとするのは理解できる。もし、行政機関個人情報保護法の「非識別加工情報」が個人情報保護法の「匿名加工情報」と同一の概念であるのであれば、「行政機関非識別加工情報」が個人情報保護法上の「匿名加工情報」に包含される概念ということになるが、行政機関個人情報保護法の「非識別加工情報」が個人情報保護法の「匿名加工情報」と同一の概念であるとする規定等々が見当たらないことから、同一概念であるか否かを根拠とともに示すべきとの御意見を頂戴しております。

これに対する考え方でございますが、法第2条第8項の規定によりまして、非識別加工情報は特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものであることから、個人情報保護法の「匿名加工情報」に相当することは御理解いただけるものと考えております。

従いまして、行政機関非識別加工情報は非識別加工情報に包含されることから、行政機関非識別加工情報も匿名加工情報に包含されます。このため、本ガイドラインにおきましては、「行政機関非識別加工情報は、個人情報保護法上の匿名加工情報に包含される概念」であることを確認的に明記しているところでございます。このように整理をさせていただ

いております。

続きまして、資料5-3の別紙2の2ページをご覧くださいと思います。個人情報保護法第38条では識別行為の禁止が定められておりますけれども、今般、行政機関個人情報保護法等の改正に伴い、同条について、行政機関等非識別加工情報の加工方法に関する情報の取得も禁じるという形式的な改正がなされております。これに伴いまして、先般御承認いただきました個人情報保護法の委員会ガイドラインの通則編及び匿名加工情報編の引用条文もあわせて修正をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 説明どうもありがとうございます。かなり言葉が専門的でなかなか分かりにくいところもあったような感じもしますが、今の説明でかなりクリアになったのではないかと考えています。

具体的には、行政機関個人情報保護法とか独立行政法人個人情報保護法で非識別加工情報というワードが出てくるわけですが、これが個人情報保護法の匿名加工情報とどういう関係になるのかというところが今の御説明でかなり明確になった、個人情報保護法の匿名加工情報に行政機関等非識別加工情報が含まれているということが今回明確になったというふうにイメージしました。

非識別加工情報の加工方法及び安全確保等においては、個人情報保護法の規則、ガイドラインに準ずる形であるという整理も、説明を聞いて理解しました。

こうして適切に規定の整備がなされ、行政機関等が保有する個人情報については非識別加工情報というわけですが、これの利活用や、個人情報保護法の匿名加工情報の活用が大いに期待できるのではないかと思います。

最後に一言、やはりこれはかなり言葉とか包含関係が込み入っているようにも思いますので、ここは是非丁寧にいろいろな資料で説明をしていただいて、また、この分野は新たに今回できたところですから、普及促進という意味でも、特にその点をしっかりと委員会として説明していく必要があるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

匿名加工情報については立法過程でもいろいろ議論がありまして、今の御指摘のように、今後とも、これについては理解促進に努めていく必要があります。

他にいかがでしょうか。

特に御意見がないようですので、それぞれ案のとおり決定しまして、公布など所要の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題6「改正個人情報保護法に基づく権限の委任について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくをお願いします。議題6「改正個人情報保護法に基づく権限の委任について」につきまして、資料6に沿って説明させていただきます。

改正個人情報保護法におきましては、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者等を監督するに当たり、各省庁が所管する事業分野に関する専門的知見や、所管する事業分野の事業者を監督するために有している体制を有効に活用することは、個人情報の適正な取扱いを確保するためにも有益と考えられたことから、委員会は、政令で定める一定の事情がある場合につきまして、報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣に委任することができるとされております。

改正個人情報保護法施行令におきましては、権限の委任が可能となる事情として、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること、または②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があることのいずれかに該当する事情とされております。また、委員会が権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲と委任の期間につきまして、あらかじめ事業所管大臣に協議しなければならないとされております。

上記の権限の委任に関する規定の趣旨及び各事業所管大臣の体制等を踏まえまして、各省庁とも調整を進めてきておりまして、改正個人情報保護法の施行の時点におきましては、3ページ目の別紙に掲げております業種と府省庁につきまして、同法に基づく権限の委任を行う方向で、施行令に基づく手続に係る準備等を進めてまいりたいと考えております。

なお、改正個人情報保護法におきましては、権限の委任を受けた事業所管大臣は、その権限を行使した際にはその結果につきまして個人情報保護委員会に報告するものとされております。また、各行政機関の長は「相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない」と規定されているところをございまして、個人情報保護委員会と事業所管大臣の間での漏えい等事案や権限行使に係る情報共有等につきまして連携してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

確かにこういった形で事業所管大臣に対して一部の権限を委任するということは非常に現実的な判断だと思えます。しかしながら、当委員会自体の位置付けとしまして、一元的な監督機関ということでもございますので、是非各事業所管大臣との情報共有等の連携を

今後も緊密に行っていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○堀部委員長　そういう要望と申しますか、御意見であるというように伺います。

他にかがでしょうか。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員　多少感想めいていますが、これで権限の委任を行う業種と省庁が決まったわけで、ということは、今、加藤委員がおっしゃったように、この部分に関しては最終的なイニシアチブを私どもが報告を受けて持つということ踏まえて、そこはしっかりやっていただくのですが、これ以外の分野の事業者に関しては、今度は私どもが文字どおり全部の報告徴収を行ったりしていかななくてはならないことになるので、私どももこういう形でこれを出すことによって、さらに気持ちを引き締めていかななくてはならないのだなという感想を持ちました。

○堀部委員長　阿部委員、どうぞ。

○阿部委員　委任したものについては、各省庁大臣宛てに事業者から報告が来るわけですが、委員会に直接報告が来る分について、仮に各省庁に情報が入らないということになった場合に、そういった案件についての各省庁の対応などについては何か検討されているのでしょうか。

○堀部委員長　山本参事官、どうぞ。

○山本参事官　ただいまの阿部委員の御指摘につきまして、各省庁は事業分野ごとに、例えば業法に基づいた行政を行っている分野があります。そういうものがない分野もございます。そういったものはケースごとに対応していかなければいけないのですけれども、総論といたしましては、個人情報保護法に基づく権限としましては、一元的に我々が行使するものは我々がきちんと向き合っていく必要があります。

他方で、一般的には各業法におきましてコンプライアンスの徹底を各事業者に求めるのが一般的であろうと思いますので、その意味におきまして、個人情報保護法違反ないしは個人情報保護法上の取扱いの不備は、各業法上の問題ともなり得ます。そういったところにつきましては、引き続き、私ども関係省庁とよく連携をしまして、窓口もそれぞれ設け、様々な協力を事務局ベースではしっかり行っていくということが基本だと思います。

今回、このような形での委任分野につきましても、御承認いただければ、このような方向で手続を進めてまいります。あわせて、今、阿部委員の御指摘のような部分につきましても、改正法の施行の体制の整備といたしまして、各省庁としっかり整備をしていきたいと思ひます。

○阿部委員　権限としては委員会のほうにありまして、個人情報の扱いについてはそれぞれの事業者に対してこちらが直接取り扱う形にはなるのですけれども、各事業の関係で各省庁がやる場合、権限には属さないけれども、関連事項としてどうしても取り上げないといけないようなケースが出てくると思うのです。その辺の扱いは微妙なところがあるので、

うまく連携していく必要があります。

○堀部委員長 其田事務局長、どうぞ。

○其田事務局長 今、お話しいただいた部分は大変重要な部分だと思います。ただ、基本的には個人情報保護法上の権限が委員会に来ているということ、それから、先ほど山本参事官からもありましたように、所管大臣が決まっている事業者と決まっていない事業者がいて、決まっている場合には、常にその大臣に連絡し、一緒になってやるということになりますと、これは一元化した意味がやや薄れてしまうということと、事業者からも、二重に報告を求めることはやめてくれということはずっと法律の立法過程から言われておりましたので、全部のケースについて相談しつつということにはならないと思います。ただ、業法上の問題になるような場合がありますとか、あるいは業務に支障が出るようなケースは当然、所管大臣と歩調をとっていかなければいけませんので、その辺はケース・バイ・ケースになるかなと考えています。

○阿部委員 重大案件が起こった場合には個別に委任するというのがカテゴリーの一つに入っているわけですね。ですから、結果をずっと見ていくと、特定分野について事件がよく起こるとか、そういうことが起こり得ると思います。そういう場合には、委任の手続で処理できるわけですね。

○其田事務局長 そのようなケースが出てきた場合には、また個別に委員会にお諮りをしたいと思います。

○阿部委員 分かりました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

今、いろいろと御意見がありました。既に事業所管大臣はそれぞれの権限に基づいて確実に監視監督を行ってきているところでありまして、そういうこれまでの知見と体制を活用していただくということが一方であります。それとともに、個人情報保護法につきましては、当委員会が一元的な監督機関でもあるということもありますので、各事業所管大臣との情報共有等につきまして、その連携は緊密に行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようなことで進めたいと思います。どうもありがとうございます。

次に、議題7「熊澤委員とヨウロバ欧州委員との協力対話の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料7をご覧ください。私からは、「熊澤委員とヨウロバ欧州委員との協力対話の実施について」につきまして、報告をさせていただきます。

平成29年3月20日、熊澤委員は、ドイツ・ハノーバーにて開催されたCeBITの場において、ヨウロバ欧州委員と協力対話を行い、これまでの個人情報保護委員会と司法総局との対話の進展を評価するとともに、今後、さらに対話を深めていくことで一致をいたしました。

以上です。

○堀部委員長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

それでは、熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 私からちょっとお話しさせていただきたいと思います。

一言で言っても、非常に有意義な話が友好的な雰囲気の中で対話できたと感じています。一つは、やはりEUが非常に前向きになっているというのが感じられたところです。これは世界情勢の変化とかいろいろな要素があってそういう形になっているのかと思いますが、1月10日の政策文書でも日本を非常に重視していると、双方向の対話をしていくのだというような表明がありましたが、まさにそのとおりでありまして、委員からも意気込みを表明されていたというのが一つありました。

もう一つは、委員から直接、EUが一方向的に日本の制度を見るだけではなくて、日本からもEUの制度をテストすることを受け入れるというような発言がありました。つまり、個人データ流通の相互性が重要であるという認識について、ある意味同じ認識に立つというメッセージを感じました。

最後ですが、こういった多重的なレベルでの対話というのは非常に重要だと思ひまして、今後もできる限りこういったレベルでの対話も進めていったらいいのではないかと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

其田事務局長も参加されましたが、何かありますか。

○其田事務局長 CeBITの会合に委員に行っていただく前に、10日から13日に司法総局の課長が来日されまして、そのときに司法総局と委員会でもセミナーを共催することができました。このときには委員長からもスピーチをいただきまして、どうもありがとうございます。10日から13日まで来日してもらったところで、これまで相当数対話を重ねてきたわけなのですけれども、直接面会して、集中的な議論を行うことができました。

CeBITについては、今、お話しいただいたように、非常に大きな成果があつて、大変有意義な出張であったと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局、熊澤委員、其田局長の説明を踏まえて、御質問、御意見を申し上げます。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 私からは、意見というか要望に近いのですが、この委員会の活動も含めて、よく経済界の方々のお話を聞く機会があるのですが、何といたってもグローバルビジネスをしていく上では、日EU間の個人データの移転というのは大きなテーマであり、それが実現できるか否かというのは非常に関心が高いのです。今回の熊澤委員、事務局長からのお話から、活動が深化しており、相互の情報開示も進み、今回は共同プレスステート



メントも出すことができ、一歩前進したと思います。社会的にもそう見られるのではないのでしょうか。

スピード感が非常に大事なので、今後も是非スピード感と情報開示という二本立てでこの活動を進めていただくことによって、経済界の期待も高まり、委員会のプレゼンスも上げることになると思います。相手方があることなので、焦りは禁物ですけれども。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今回、CeBITというところで、これは技術系の人間にとってはヨーロッパで最も大きい一つの毎年やっているイベントで、もう30年近く続いているようなものですが、特にドイツでやったという点では、今、Industrie4.0というキーワードがありまして、技術分野のほうではかなりこれに対して、ドイツの動きというものについては日本として技術系の人たちは見ている。その延長で、今、Society5.0という言い方で内閣府のほうでも動いているわけですけれども、この辺、そういう意味ではビジネス面、技術面でいろいろなところで協調したり競争したりしているところです。

その中で、個人情報の扱いというのは、いろいろな意味でまさに一丁目一番地になっているのです。そういうことから、個人情報の扱いが我が国でどのようになっていくのかは相当注目されているということで、今回のこういうつながりは国際連携という点では非常に素晴らしいことだなどと思ひまして、単なる技術的な標準とかだけではなく制度的な面でも協調し合っていくという点で、今回の成果はこの委員会としても大きなものであるなど強く感じました。

感想になりますが、以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

EUとの対話につきましては、嶋田委員が言われたように、経済界は経済界でいろいろな期待を持っておられます。また、政府としてもそういう期待に応えるべく、今度の個人情報保護法の改正を進めてきまして、この個人情報保護委員会もできました。個人情報保護委員会ができたということが、対話を進める上でも非常に重要な意味を持っておりまして、今後とも委員会としてはいろいろな方法で対話を進めていき、できるだけ早い時期に個人データの自由なやり取りができるようにしていきたいと思います。引き続きよろしくをお願いします。

では、議題7は以上でございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料1の評価書については承認した後に、資料5-2及び資料5-4から資料5-9については資料5-4から資料5-9の公布と同時に、その他の資料については、準備ができ次第、委員会のホームページに公表したいと思います

が、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、福浦総務課長からお願いいたします。

○福浦総務課長 次回は、4月10日月曜日の14時から、この会議室で行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。また、日本私立学校振興・共済事業団の全項目評価書が承認をされましたので、前回会議の提出資料でありました評価書を公表いたします。

本日は以上でございます。誠にありがとうございました。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。